「酷暑乗り切り緊急支援」について

令和6年6月21日の岸田内閣総理大臣記者会見において、「酷暑乗り切り緊急支援」として、令和6年9月、10月及び11月の3か月における使用分について、電気・ガス料金の補助を行う旨の発表がありました。詳細につきましては、以下のとおりお知らせいたします。

1.概要

毎月の電気料金計算において、燃料費調整単価から国が定める値引き単価を差し引い た単価を反映させます。毎月の値引き額については電気料金内訳書等にてお知らせいた します。

本特別措置の適用にあたり、お客さま自身でのお手続きは不要です。

2.対象となるお客さま

当社と低圧・高圧の電力売買契約があるお客さま。

3.適用期間

令和6年9月使用分の電気料金(9月分としてご請求する電気料金)から11月使用分(12月分としてご請求する電気料金)まで。

4.国が定める値引き単価

値引き期間	低圧	高圧
令和6年9月使用分から10月使用分まで	4.0円/kWh	2.0円/kWh
令和6年11月使用分	2.5円/kWh	1.3円/kWh

なお、定額制のご契約のお客さまには、別途値引き単価を定めます。

5.本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧いただくか、電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

≪経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト≫

https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/

≪お問い合わせ窓口≫

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL. 0120-013-305

【受付時間】全日9時から17時まで(年末年始を除く)

岸田内閣総理大臣記者会見

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2024/0621kaiken.html